

四半期決算短信様式・作成要領

【一般事業会社（第1～第3四半期）及び特定事業会社（第1・第3四半期）用】

- 連結財務諸表作成会社用様式
 - ・ 決算短信の構成
 - ・ サマリー情報 様式
 - ・ 定性的情報・財務諸表等 様式
- 連結財務諸表非作成会社用様式
 - ・ 決算短信の構成
 - ・ サマリー情報 様式
 - ・ 定性的情報・財務諸表等 様式
- 四半期決算短信の開示・記載上の注意

◎ 四半期決算の発表時期について

四半期決算短信は、年度末の決算と同様に投資判断上最も重要な会社情報の一つであり、金融商品取引法上の四半期報告制度導入後においても、四半期の状況に関する情報のうち特に有用な情報を可及的速やかに投資者に伝えるための速報としての役割を果たすものとしてその意義を発揮すべきものです。そのため、遅くとも四半期報告書の提出日よりある程度前に開示することが適当です。

四半期決算短信の様式・作成要領は、開示の迅速性が年度末の決算以上に重視されるものであることを踏まえ、速報としての役割と上場会社における実務負担を考慮し、その記載内容を年度末決算短信と比較してより速やかに投資者に伝えるべき事項に限定しています。したがって、四半期決算発表では、少なくとも年度末の決算発表と同等以上の早期開示が求められるところであり、目安としては、四半期末後30日以内の開示がより望ましいと考えられます。

上場会社各社におかれましては、これに向けた迅速な開示を行うための体制を整えるようお願いいたします。

（注） 通期決算短信については、遅くとも期末後45日以内の開示されることが適当であり、さらに30日以内の開示がより望ましい旨を公表しています（通期決算短信様式・作成要領 2. 決算発表時期）。

◎ 四半期決算短信の開示方法（TDnetへの登録方法）

四半期決算短信をTDnetに提出する際には、サマリー情報並びに財務諸表について、XBRL形式のファイルで提出するとともに、サマリー情報のPDFファイル及び、四半期決算短信の全文PDFファイルを提出してください。

なお、TDnetに登録する四半期決算短信のサマリー情報のPDFファイルは、その記載内容について、同時に登録するXBRL形式によるサマリー情報の数値データと整合性を確保するため、TDnetの機能により作成されたPDFファイル（※1）を使用してください（Microsoft word、excel 等で作成したサマリー情報をPDF化したファイルは使用しないで下さい）。

また、四半期決算短信の全文PDFファイルを作成する際も、サマリー情報については、TDnetの機能により作成されたPDFファイルを使用してください（TDnetの機能により作成されたサマリー情報のPDFファイルと、独自で作成したサマリー情報以外についてのPDFファイルを結合して作成してください）。

（※1）TDnetの機能によるサマリー情報（PDFファイル）の詳しい作成方法については、TDnetへログイン後の「ご利用ガイド」画面をご参照ください。

※ 以下、3，9ページ目を追加し、**網掛け**で示している部分について修正を行っています。

○ 連結財務諸表作成会社用様式

・ 決算短信の構成

※ 下線を付した項目は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は開示・記載上の注意をご覧ください。

【サマリー情報】

1. 平成○年○月期第○四半期の連結業績

(1) 連結経営成績（累計）

(2) 連結財政状態

2. 配当の状況

3. 平成○年○月期の連結業績予想

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

① 会計基準等の改正に伴う変更

② ①以外の変更

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数（四半期連結累計期間）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

【定性的情報・財務諸表等】

1. 連結経営成績に関する定性的情報

2. 連結財政状態に関する定性的情報

3. 連結業績予想に関する定性的情報

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

5. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書（四半期連結累計期間、四半期連結会計期間）

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(4) 継続企業の前提に関する注記

(5) セグメント情報

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

○ 連結財務諸表作成会社用様式

・ サマリー情報 様式

平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算短信

上場会社名 平成 年 月 日
 コード番号 上場取引所
 URL http://www.
 代 表 者 (役職名) (氏名)
 問合せ先責任者 (役職名) (氏名) TEL () -
 四半期報告書提出予定日 平成 年 月 日 配当支払開始予定日 平成 年 月 日

(百万円未満切捨て)

1. 平成 22 年 3 月期第 1 四半期の連結業績 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	四 半 期 純 利 益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
22 年 3 月期第 1 四半期				
21 年 3 月期第 1 四半期				

	1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益	潜在株式調整後 1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益
	円 銭	円 銭
22 年 3 月期第 1 四半期		
21 年 3 月期第 1 四半期		

(2) 連結財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1 株 当 たり 純 資 産
	百万円	百万円	%	円 銭
22 年 3 月期第 1 四半期				
21 年 3 月期				

(参考) 自己資本 22 年 3 月期第 1 四半期 百万円 21 年 3 月期 百万円

2. 配当の状況

	1 株 当 たり 配 当 金				
(基準日)	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
21 年 3 月期					
22 年 3 月期					
22 年 3 月期 (予想)					

(注) 配当予想の当四半期における修正の有無 : 有・無

3. 平成 22 年 3 月期の連結業績予想 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期連結累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株 当 たり 当 期 純 利 益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第 2 四半期連結累計期間 通 期					

(注) 連結業績予想数値の当四半期における修正の有無 : 有・無

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：有・無
[新規 社(社名) 除外 社(社名)]
[(注) 詳細は、○ページ [定性的情報・財務諸表等] 4. その他をご覧ください。]
- (2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有・無
[(注) 詳細は、○ページ [定性的情報・財務諸表等] 4. その他をご覧ください。]
- (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されるもの）
① 会計基準等の改正に伴う変更：有・無
② ①以外の変更：有・無
[(注) 詳細は、○ページ [定性的情報・財務諸表等] 4. その他をご覧ください。]
- (4) 発行済株式数（普通株式）
- | | | | | |
|----------------------|-------------|---|-------------|---|
| ① 期末発行済株式数（自己株式を含む） | 22年3月期第1四半期 | 株 | 21年3月期 | 株 |
| ② 期末自己株式数 | 22年3月期第1四半期 | 株 | 21年3月期 | 株 |
| ③ 期中平均株式数（四半期連結累計期間） | 22年3月期第1四半期 | 株 | 21年3月期第1四半期 | 株 |

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

《作成上の留意点》

サマリー情報については、XBRLファイルの提出が必要となります。また、PDFファイルについては、TDnetの機能によりXBRLファイルを作成する際に表示されるHTMLファイルから作成してください（独自にWord等で作成しないでください）。

○ **連結財務諸表作成会社用様式**

・ **定性的情報・財務諸表等 様式**

1. 連結経営成績に関する定性的情報

2. 連結財政状態に関する定性的情報

3. 連結業績予想に関する定性的情報

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

5. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

- － 当四半期連結会計期間末、前連結会計年度末

(2) 四半期連結損益計算書

- － 前年同四半期連結累計期間、当四半期連結累計期間、[前年同四半期連結会計期間]、
[当四半期連結会計期間]

※ 四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書の開示については原則として省略することができますが、会社が四半期報告書に記載しようとしている当四半期連結会計期間(3か月)の損益計算書における売上高又は利益(損失)額(注)と、四半期決算短信における当四半期連結累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)から直前四半期連結累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)を差し引いた金額との間に重要な差異がある場合は、必ず当四半期連結会計期間(3か月)及び前年同四半期連結会計期間に係る損益計算書を併せて開示してください。

ただし、当四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示していない場合は、前年同四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示する必要はありません(前年同四半期の四半期決算短信において、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示した場合であっても同様です)。

なお、上記に該当しない場合であっても、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を任意で開示することは差し支えありません。

(注) ここでいう「利益(損失)額」とは、営業利益(損失)、経常利益(損失)、税金等調整前四半期純利益(損失)、四半期純利益(損失)の事を指します。これらの利益(損失)額のうち、いずれか1つでも重要な差異がある場合は、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示してください。

(3) [四半期連結キャッシュ・フロー計算書]

- － [前年同四半期連結累計期間]、[当四半期連結累計期間]

(4) 継続企業の前提に関する注記

※ 該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。

(5) [セグメント情報]

- － [当四半期連結累計期間]、[当四半期連結会計期間]、[前年同四半期連結累計期間]、
[前年同四半期連結会計期間]

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

※ 該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。

【備考】この様式中、[] 内は、省略することができます。

○ 連結財務諸表非作成会社用様式

・ 決算短信の構成

※ 下線を付した項目は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は開示・記載上の注意をご覧ください。

【サマリー情報】

1. 平成○年○月期第○四半期の業績

- (1) 経営成績（累計）
- (2) 財政状態

2. 配当の状況

3. 平成○年○月期の業績予想

4. その他

- (1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
- (2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
 - ① 会計基準等の改正に伴う変更
 - ② ①以外の変更
- (3) 発行済株式数（普通株式）
 - ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
 - ② 期末自己株式数
 - ③ 期中平均株式数（四半期累計期間）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

【定性的情報・財務諸表等】

1. 経営成績に関する定性的情報

2. 財政状態に関する定性的情報

3. 業績予想に関する定性的情報

4. その他

- (1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
- (2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

5. 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表
- (2) 四半期損益計算書（四半期累計期間、四半期会計期間）
- (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書
- (4) 継続企業の前提に関する注記
- (5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

○ 連結財務諸表非作成会社用様式

・ サマリー情報 様式

平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算短信 (非連結)

上場会社名 平成 年 月 日
 コード番号 上場取引所
 URL http://www.
 代 表 者 (役職名) (氏名)
 問合せ先責任者 (役職名) (氏名) TEL () -
 四半期報告書提出予定日 平成 年 月 日 配当支払開始予定日 平成 年 月 日

(百万円未満切捨て)

1. 平成 22 年 3 月期第 1 四半期の業績 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	四 半 期 純 利 益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
22 年 3 月期第 1 四半期				
21 年 3 月期第 1 四半期				

	1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益	潜在株式調整後 1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益
	円 銭	円 銭
22 年 3 月期第 1 四半期		
21 年 3 月期第 1 四半期		

(2) 財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1 株 当 たり 純 資 産
	百万円	百万円	%	円 銭
22 年 3 月期第 1 四半期				
21 年 3 月期				

(参考) 自己資本 22 年 3 月期第 1 四半期 百万円 21 年 3 月期 百万円

2. 配当の状況

	1 株 当 たり 配 当 金				
(基準日)	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
21 年 3 月期					
22 年 3 月期					
22 年 3 月期 (予想)					

(注) 配当予想の当四半期における修正の有無 : 有・無

3. 平成 22 年 3 月期の業績予想 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株 当 たり 当 期 純 利 益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第 2 四半期累計期間					
通 期					

(注) 業績予想数値の当四半期における修正の有無 : 有・無

4. その他

- (1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無
〔(注) 詳細は、○ページ [定性的情報・財務諸表等] 4. その他をご覧ください。〕
- (2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更 (四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されるもの)
① 会計基準等の改正に伴う変更 : 有・無
② ①以外の変更 : 有・無
〔(注) 詳細は、○ページ [定性的情報・財務諸表等] 4. その他をご覧ください。〕
- (3) 発行済株式数 (普通株式)
- | | | | | |
|----------------------|-------------------|---|-------------------|---|
| ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む) | 22 年 3 月期 第 1 四半期 | 株 | 21 年 3 月期 | 株 |
| ② 期末自己株式数 | 22 年 3 月期 第 1 四半期 | 株 | 21 年 3 月期 | 株 |
| ③ 期中平均株式数 (四半期累計期間) | 22 年 3 月期 第 1 四半期 | 株 | 21 年 3 月期 第 1 四半期 | 株 |

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

《作成上の留意点》

サマリー情報については、XBRLファイルの提出が必要となります。また、PDFファイルについては、TDnetの機能によりXBRLファイルを作成する際に表示されるHTMLファイルから作成してください (独自にWord等で作成しないでください)。

- 連結財務諸表非作成会社用様式
- ・ 定性的情報・財務諸表等 様式

1. 経営成績に関する定性的情報

2. 財政状態に関する定性的情報

3. 業績予想に関する定性的情報

4. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

5. 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

- － 当四半期会計期間末、前会計年度末

(2) 四半期損益計算書

- － 前年同四半期累計期間、当四半期累計期間、〔前年同四半期会計期間〕、〔当四半期会計期間〕

※ 四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書の開示については原則として省略することができますが、会社が四半期報告書に記載しようとしている当四半期会計期間(3か月)の損益計算書における売上高又は利益(損失)額(注)と、四半期決算短信における当四半期累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)から直前四半期累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)を差し引いた金額との間に重要な差異がある場合は、必ず当四半期会計期間(3か月)及び前年同四半期連結会計期間に係る損益計算書を併せて開示してください。

ただし、当四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示していない場合は、前年同四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示する必要はありません(前年同四半期の四半期決算短信において、四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示した場合であっても同様です)。

なお、上記に該当しない場合であっても、四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書を任意で開示することは差し支えありません。

(注) ここでいう「利益(損失)額」とは、営業利益(損失)、経常利益(損失)、税金等調整前四半期純利益(損失)、四半期純利益(損失)の事を指します。これらの利益(損失)額のうち、いずれか1つでも重要な差異がある場合は、四半期会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示してください。

(3) 〔四半期キャッシュ・フロー計算書〕

- － 〔前年同四半期累計期間〕、〔当四半期累計期間〕

(4) 継続企業の前提に関する注記

※ 該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。

(5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

※ 該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。

【備考】この様式中、〔 〕 内は、省略することができます。

○ 四半期決算短信の開示・記載上の注意

[凡例]

開示府令	・・・企業内容等の開示に関する内閣府令
四半期連結財務諸表規則	・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
財務諸表等規則	・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

[全般]

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(連結財務諸表非作成会社の取扱い)	この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、読み替えた上で利用してください。
(米国会計基準採用会社の取扱い)	米国会計基準を採用している場合は、「サマリー情報」の 開示事項 について各社で所要の修正を行ってください。また、作成要領中、 開示事項 及び開示・記載上の注意について、適宜読み替えてください。
(特定事業会社の第2四半期の取扱い)	金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する内閣府令で定める事業を行う会社（銀行業・保険業など）の第2四半期に係る四半期決算短信については、この様式・作成要領によらず、特定事業会社（第2四半期）用の様式・作成要領に従って四半期決算短信を作成してください。
(ページ番号)	四半期決算短信のページ番号は、「サマリー情報」及び「定性的情報・財務諸表等」の通し番号としてください。
(ヘッダーへの会社名等の記載等)	四半期決算短信の各ページ（サマリー情報は除く。）の右上部分に、「会社名」、「4桁の銘柄コード（従来、証券コードとして取り扱われていたもの）」、「平成○年○月期 第○四半期決算短信」を記載してください。 [記載例] (株)○○ (1234) 平成○年○月期 第○四半期決算短信 なお、このほか、ヘッダー、フッター部分等に、自社のロゴマーク等を記載していただいても構いません。
(連結財務諸表作成会社による個別ベース情報の開示について)	連結財務諸表作成会社については、法定開示において個別ベースの情報の開示が行われないことから、サマリー情報には個別ベースの情報は記載せず、連結ベースの数値のみを記載してください。また、同様の理由により、四半期個別財務諸表の開示は必要ありません。ただし、各上場会社の判断のもと、四半期個別財務

	諸表を任意で開示する場合は、四半期決算短信の開示事項として定められている事項の後に「参考」と明記して個別財務諸表を掲載した上で、① 開示した四半期個別財務諸表は法定開示におけるレビュー対象とならないこと、② 採用した財務諸表の作成基準（四半期財務諸表等規則に基づいて作成したなど）について、四半期個別財務諸表の欄外に記載してください。
--	--

[サマリー情報]

開示事項・内容	開示・記載上の注意
全般	
(単位、端数の処理)	1株当たり数値を除き、金額は百万円単位とし、原則として百万円未満切捨てとしてください。ただし、百万円未満四捨五入でも構いません。いずれの場合も「1. 平成〇年〇月期第〇四半期の連結業績」欄の上部右端にその旨を記載してください。 端数処理の方法は、有価証券報告書や四半期報告書と端数処理方法を合わせるための変更など、合理的な理由がある場合を除き、直前の四半期連結会計期間または前連結会計年度と同一の方法としてください。
(サマリー情報の様式)	サマリー情報については、すべての情報が2ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報(定型部分)の次ページ(3ページ目)を新設)に記載欄を設けて記載してください。なお、サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、TDnetにサマリー情報を登録する際はご注意ください。 また、様式上1ページ目(2ページ目)に記載することとなっている項目について、2ページ目(1ページ目)に移動させることはできません。
ヘッダー	
((財)財務会計基準機構会員マークの掲載)	1ページ目の右上部分に、(財)財務会計基準機構の会員マークを掲載してください(TDnetを通じてサマリー情報(PDFファイル)を作成する場合、会員マークが自動的にPDFファイルに表示されます。) また、2ページ目以降にも、(財)財務会計基準機構ホームページ(http://www.asb.or.jp/)からダウンロードした会員マークを掲載しても構いません。 ※(財)財務会計基準機構に加入していない上場会社は会員マークを掲載できません。名証では、上場会社に対して、会計基準を利用し資本市場に参加する関係者の一員として、(財)財務会計基準機構への加入を要請しています。まだ加入していない上場会社におかれては、加入をご検討ください。
表題等部分	
(四半期報告書提出予定日)	当四半期に係る四半期報告書について、決算発表日現在における提出予定日を記載してください。

	なお、決算発表日後に提出日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
（配当支払開始予定日）	当四半期末を基準日とする配当を行う場合には、支払開始予定日を記載してください。 当四半期末を基準日とする配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」としてください。 なお、決算発表日後に支払開始日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
1. 平成○年○月期第○四半期の連結業績	
[全般]	
（対前年同四半期増減率）	次の算式で計算した数値を記載してください（小数第一位未満を原則として四捨五入）。 $\left(\frac{\text{当四半期の数値}}{\text{前年同四半期の数値}} - 1 \right) \times 100$ 当四半期・前年同四半期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前年同四半期増減率が1000%以上となる場合は「－」と記載してください。
（1）連結経営成績	
（全般）	
・開示対象期間及び記載順序	当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください（四半期連結会計期間に係る連結経営成績（3か月情報）を開示する場合は、別途「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。）。また、当四半期に関する情報を上段に、前年同四半期に関する情報を下段に記載してください。
・別記事業会社等所定指標がない場合の取扱い	財務諸表等規則第2条に定める別記事業を営む会社である場合等で、「サマリー情報」の様式例において開示することとされている指標がない場合は、当該指標に相当する指標について開示してください。
（売上高）	「売上高」、「営業収益」など、各社において売上高（役務収益を含む。）を示す最も適切な指標について開示してください。
（1株当たり四半期純利益）	「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に従い算出してください（銭未

	満を原則として四捨五入)。 前年同四半期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年同四半期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において株式分割等を行った旨を記載してください（遡及修正値等を記載する場合には、別途、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。）。
（潜在株式調整後1株当たり四半期純利益）	「一株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に従い算出してください（銭未満を原則として四捨五入）。 潜在株式が存在しない場合、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合又は1株当たり四半期純損失の場合は「－」を記載してください。 前年同四半期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年同四半期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において株式分割等を行った旨を記載してください（遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。）。
（2）連結財政状態	
（全般）	
・開示対象期間及び記載順序	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。 また、当四半期末に関する情報を上段に、前連結会計年度末に関する情報を下段に記載してください。
（総資産）	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における（四半期）連結貸借対照表上の「資産合計」の金額を記載してください。
（純資産）	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における（四半期）連結貸借対照表上の「純資産合計」の金額を記載してください。
（自己資本比率）	次の算式で計算した数値を記載してください（小数第一位未満を原則として四捨五入）。 $\frac{\text{自己資本（＊）}}{\text{（四半期）連結貸借対照表「資産合計」}} \times 100$

	(*) 自己資本・・・(四半期) 連結貸借対照表上の「純資産合計」 —新株予約権—少数株主持分
(1株当たり純資産)	「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) 及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号) に従い算出してください(銭未満を原則として四捨五入)。 前連結会計年度欄については、株式分割等を行った場合においても、前連結会計年度末の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において株式分割等を行った旨を記載してください(遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ(新たにページを新設)に記載欄を設けて記載してください。)
(自己資本)	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における次の算式で計算した数値を記載してください。 (四半期) 連結貸借対照表上の「純資産合計」 —新株予約権—少数株主持分
2. 配当の状況	
(全般)	
・原則と異なる取扱いとする場合	それまで配当予想金額を開示していたにも関わらず、配当予想金額を未定とすることとした場合等、原則と異なる取扱いとする場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
・各期の順序	前連結会計年度、当連結会計年度(当四半期連結会計期間末日を基準日とするものまでの実績額又は配当予定額)、当連結会計年度(予想)(当四半期連結会計期間末日以降を基準日とする配当予想額)の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当(配当財産が金銭である配当)の金額を記載してください。 また、当連結会計年度(予想)欄については、予想配当金額を記載してください。 前連結会計年度欄及び当連結会計年度欄については、株式分割等を行った場合においても、前連結会計年度又は当連結会計年度(当四半期連結会計期間末日を基準日とするものまでの実績額又は配当予定額)の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において株式分割等を行った旨を記載してください(遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ(新たにページを新設)に記載欄を設けて記載してください。)

(1株当たり配当金)	
・ 配当基準日欄とその順序	1株当たり配当金の額は、基準日ごと及び年間の個別配当金の金額を記載してください。 基準日は、日付順に左から並べてください。基準日の名称は、第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末、期末はそれぞれ当該名称、これら以外は月日としてください。また、各四半期末日又は期末日以外の日に配当を行った場合には、配当の状況に関する記載欄の欄外にその旨を記載するとともに、別途「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。 第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末、期末の4つの基準日欄については、前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても配当基準日としない場合においても削除することはできません。また、年間欄についても削除することはできません。
・ 配当を行わない基準日の記載方法	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日のそれぞれにつき、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合（当連結会計年度（予想）にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「－」を記入してください。 なお、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「－」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
・ 配当予想金額の記載方法	当期の予想金額として特定の数値を記載するようにしてください。ただし、やむを得ず、特定の予想金額の記載が困難である場合は、「5～6円」のように、レンジ形式で予想を記載することも認められます。
・ 配当予想の当四半期における修正の有無欄の記載方法	直前に開示された配当予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。）から修正した場合（当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。）は、欄外の「(注) 配当予想の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください（四半期決算短信の開示と同日に変更を行っている場合にのみ「有」を選択してください。）。

	※ 配当予想の修正を行った場合は、別途開示資料を作成し、配当予想の修正の内容についての説明を行う必要がある点にご留意ください。						
(特別な場合における記載方法)							
・ 記念配当、特別配当がある場合の記載方法	当四半期連結会計期間末を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、欄外に記念配当又は特別配当の金額を記載してください。 〔記載例〕 当四半期連結会計期間末を基準日とする「配当金」に記念配当及び特別配当が含まれている場合 (注) 配当金の内訳 記念配当 ○○円○○銭 特別配当 ○○円○○銭						
・ 配当原資に資本剰余金が含まれる場合の記載方法	当連結会計年度に属するいずれかの日を基準日とする配当に係る配当原資に資本剰余金が含まれる場合は、「サマリー情報」の「2. 配当の状況」の欄外に、その旨及び内訳の参照ページを注記し、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて、その内訳（1株当たり配当金、資本剰余金を配当原資とする配当金総額）及び純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）を記載してください。 〔記載例〕 当四半期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合 ○「2. 配当の状況」欄外 (注) ○年○月期第○四半期の配当原資には、資本剰余金が含まれています。詳細は、○ページ「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」をご覧ください。 ○「サマリー情報」の次ページ 資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳 ○年○月期第○四半期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>基準日</th><th>第○四半期末</th></tr> <tr> <td>1株当たり配当金</td><td>円 銭</td></tr> <tr> <td>配当金総額</td><td>百万円</td></tr> </table> (注) 純資産減少割合 0.xxx	基準日	第○四半期末	1株当たり配当金	円 銭	配当金総額	百万円
基準日	第○四半期末						
1株当たり配当金	円 銭						
配当金総額	百万円						

・普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合の記載方法	普通株式（上場株式）と権利関係の異なる種類株式を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金と区分して、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。この場合、1 ページ目の配当の状況に関する記載欄の欄外に、当該「配当の状況」は普通株式に係るものである旨及び種類株式に係る配当の参照ページを注記してください。 なお、前連結会計年度、当連結会計年度、当連結会計年度（予想）のいずれにおいても配当を行わない種類株式については、記載は不要です。 〔記載例〕 当四半期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合 ○「2. 配当の状況」欄外 （注）上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式（非上場）の配当の状況については、○ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。 ○「サマリー情報」の次ページ 種類株式の配当の状況 普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳は以下のとおりです。 <table><tr><th></th><th colspan="5">1株当たり配当金</th></tr><tr><th>（基準日）</th><th>第1四半期末</th><th>第2四半期末</th><th>第3四半期末</th><th>期末</th><th>年間</th></tr><tr><th></th><th>円 銭</th><th>円 銭</th><th>円 銭</th><th>円 銭</th><th>円 銭</th></tr><tr><td>A種株式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>×年×月期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○年○月期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○年○月期（予想）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		1株当たり配当金					（基準日）	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	A種株式						×年×月期						○年○月期						○年○月期（予想）					
	1株当たり配当金																																										
（基準日）	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間																																						
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭																																						
A種株式																																											
×年×月期																																											
○年○月期																																											
○年○月期（予想）																																											
・現物配当がある場合の記載方法	前連結会計年度及び当連結会計年度に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の配当）を行った場合若しくは当連結会計年度に属するいずれかの日を基準日として現物配当を行う予定がある場合には、「2. 配当の状況」に関する記載欄の欄外に、現物配当がある旨及び参照ページを記載するとともに、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄																																										

	を設けて、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価格の総額及び1株当たり価額）を記載してください。 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載してください。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載してください。 ※ 現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金の算定上、配当には含めず算定してください。
3. ○年○月期の連結業績予想	
(全般)	
・原則と異なる取扱いとする場合	業績予想は、通期（第1四半期においては、通期及び第2四半期連結累計期間）について、特定の数値により開示することが原則であり、これと異なる取扱いとする必要がある場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
・連結業績予想数値の当四半期における修正の有無欄の記載方法	直前に開示された業績予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した業績予想を含む。）から修正した場合は、その修正が適時開示の重要性基準に該当するか否かに関わらず、欄外の「(注) 連結業績予想数値の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください。その上で、修正についての具体的な内容（修正理由並びに直前に開示された業績予想からの変動幅及び変動率等）は、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。 また、業績予想の修正を行っていない場合は、欄外の「(注) 連結業績予想数値の当四半期における修正の有無」について「無」を選択してください。 ※ 業績予想の修正に関して、開示の目安以上の変動がある場合には、四半期決算短信においてその内容の説明を行った場合であっても、別途開示資料を作成し、業績予想の修正の内容についての説明を行う必要がある点にご留意ください。

・予想指標	売上高、営業利益、経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益の予想を開示してください。ただし、「1. 平成〇年〇月期第〇四半期の連結業績 (1)連結経営成績 (累計)」において、これらの指標に代わる指標を開示している場合には、当該指標に係る予想を開示してください。 なお、開示する指標は上記指標に限定されるものではなく、各社の実態に応じて適切な指標を追加することを妨げるものではありません（連結業績予想欄に書ききれない場合は、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に欄を設けて記載してください。）。
・予想期間	業績予想の期間は、第1四半期決算短信では第2四半期連結累計期間及び通期とし、第2四半期及び第3四半期決算短信では通期のみとしてください。 ただし、第2四半期連結累計期間の業績予想については、業績管理を年次でのみ行っているなどの理由により予想値がない場合には、通期の予想のみを開示してください（この場合は第2四半期連結累計期間の業績予想欄には「－」を記載してください。）。また、この場合においては、連結業績予想に関する記載欄の欄外に第2四半期連結累計期間の予想を行っていない旨を記載するとともに、「連結業績予想に関する定性的情報」にその理由を記載してください。 通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合、例えば翌四半期の連結累計期間の予想数値の開示が可能であれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期連結累計期間の予想数値の開示を行うことができます（通期及び第2四半期連結累計期間の業績予想の開示に加えて、翌四半期連結累計期間の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。）。この場合、欄を削除し（「平成〇年〇月期の連結業績予想」の表題は削除しない。）、表題の下に通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う旨を記載してください。その上で、「サマリー情報」の次ページ（ページを新設）に欄を設けて翌四半期の業績予想を記載し、「連結業績予想に関する定性的情報」において、通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う理由を記載してください。また、この場合は、四半期決算短信を開示するごとに翌四半期連結累計期間の業績予想の開示を行ってくだ

	さい。 なお、翌四半期の予想については、原則として四半期連結累計期間の予想値を記載してください。 例：第1四半期 → 6か月間の累計の予想値 第2四半期 → 9か月間の累計の予想値 第3四半期 → 12か月の累計（通期）の予想値 また、第2四半期の四半期決算短信を作成する際、9か月間の累計の予想値については、「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に欄を設けて記載してください。
・ 予想数値に関する取扱い	開示する業績予想値は、特定の数値により開示してください（業績予想の前提等の変動リスク等により業績が大きく変動する可能性がある場合は、まず、予想の前提等の内容及びそれらの変動可能性の記載の充実をご検討ください。）。 ただし、事業環境の動向等による業績の変動幅が大きく、特定の数値による予想が困難な場合（特定の数値による予想を開示することで投資者にかえって誤解を与えるおそれがある場合）には、レンジ形式による開示も認められます。 この場合、投資者の合理的な投資判断を促す上で有益な情報となるよう、変動幅が適切なものになる（過度に大きくならない）よう留意するとともに、連結業績予想に関する記載欄の欄外に特定の数値による予想が困難であるためレンジ形式での開示を行っている旨を記載した上で、「連結業績予想に関する定性的情報」において、レンジ形式の開示を行っている理由及び変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。 ※ レンジ方式で業績予想を開示している場合で、直前に開示された業績予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した業績予想を含む。）から修正したときの取扱い 新たに算出した予想値のレンジの上限にあっては公表がされた直近の予想値のレンジの上限、下限にあっては公表がされた直近の予想値のレンジの下限で除した数値が売上高にあっては1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれかにあっては1.3以上又は0.7以下の変動があった場合には、四半期決算短信においてその内容の説明を行った場合であっても、別途、開示資料を作成し、業績

	予想の修正の内容についての説明を行う必要がある点にご留意ください。 また、レンジ形式による業績予想から特定の数値による業績予想に修正する場合で、新たに算出した予想値の特定の数値を公表がされた直近の予想値のレンジの上限・下限、それぞれで除した数値のいずれかが売上高にあっては1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれかにあっては1.3以上又は0.7以下の変動があったときも同様です。
・やむをえず業績予想の開示ができない場合の開示方法等	業績予想の開示は、業績の見通しに関して最も詳細かつ正確な情報を有すると考えられる上場会社自身によりその見通しが示される将来情報として、非常に重要な投資情報と考えられ、名証では、上場会社に対して決算短信等において開示を行うよう要請しています。 ただし、市況変動、事業環境の動向等による業績への影響が極めて大きく、特定の数値による通期予想の開示はもとより、レンジ形式による予想の開示、翌四半期連結累計期間の予想によってもなお適切な予想の開示が困難である場合には、開示を省略することもやむを得ません。この場合、欄を削除し（「平成〇年〇月期の連結業績予想」の表題は削除しない。）、表題の下に業績予想の開示ができない旨を記載した上で、「連結業績予想に関する定性的情報」において、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末又は四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
(売上高、営業利益、経常利益、当期純利益)	
・対前期（対前年同四半期）増減率	次の算式で計算した増減率を記載してください。 $\left(\frac{\text{当期（当第2四半期連結累計期間）の予想値}}{\text{前期（前第2四半期連結累計期間）の実績値}} - 1 \right) \times 100$ （小数第一位未満を原則として四捨五入） 分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合や、増減率が1000%以上となる場合は「－」と記載してください。
(1株当たり（予想）当期純利益)	「一株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に準じて算出してください（銭

	未満を原則として四捨五入)。 分母の期中平均株式数を算定するにあたり、株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている場合には、<u>可能な範囲</u>で当該増加・減少を反映させて算定を行ってください。 また、当該増加・減少を反映した期中平均株式数を基に1株当たり(予想)当期純利益を算出した場合には、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に記載してください。 なお、自己株式の取得や株式分割等により、「1株当たり(予想)当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数に変更となり、分子となる(予想)当期純利益が変わらないにもかかわらず「1株当たり(予想)当期純利益」が変更となる場合がありますが、当該変更については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。
4. その他	
(1) 期中における重要な子会社の異動 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)	当四半期連結累計期間における連結範囲の変更を伴う<u>特定子会社</u>(開示府令第19条第7項に規定する特定子会社)の異動の有無を記載してください。 異動がある場合は、「有」を選択し、新規に連結範囲の対象となった特定子会社の社数・社名及び連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数・社名を記載してください。 また、「詳細は、○ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。さらに、【定性的情報・財務諸表等】4. その他 (1) 期中における重要な子会社の異動の欄に、異動内容の説明(異動理由等)を記載してください。 ※ 異動がない場合は、社数・社名、参照ページの記載は不要です。
(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	四半期連結財務諸表規則第11条に規定する「簡便な会計処理」及び第12条に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 適用している場合は、「有」を選択し、「詳細は、○ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他 をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。さらに、そのうち、重要なものの内容を、【定性的情報・財務諸表等】4. その他 (2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の欄に記載してください。
(3) 四半期連結財務	当四半期連結累計期間における「連結の範囲・持分法適用の範

諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更	「四」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（四半期連結財務諸表規則第10条第1項第2号から第4号までに掲げるものとして「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されるもの）について、「会計基準等の改正（会計基準及び法令の改正等）に伴う変更」の有無及び「それ以外の変更」の有無を記載してください（なお、四半期報告書において「表示方法の変更」に記載される事項については記載の対象には含まれません。）。 該当がある場合は、「有」を選択し、「詳細は、○ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他 をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。さらに、その内容を、【定性的情報・財務諸表等】4. その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更の欄に記載してください。 ※ いずれも該当がない場合は、サマリー情報における参照ページの記載は不要です。 ※ 早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、当該年度における四半期決算短信の「② ①以外の変更」について「有」を選択した上で、参照するページを記載してください。
(4) 発行済株式数 (普通株式)	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 また、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株あたり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 なお、記載は1株単位で行ってください。
(参考) ○年○月期の 個別業績予想	
・記載方法	連結財務諸表作成会社が個別業績予想について記載する場合は、サマリー情報には記載を行わず、サマリー情報の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載を行ってください。 直前に開示された業績予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した業績予想を含む。）から修正した場合は、その旨を記載し、修正についての具体的な内容は、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。

	※ 業績予想の修正に関して、開示の目安以上の変動がある場合には、四半期決算短信においてその内容の説明を行った場合であっても、別途開示資料を作成し、業績予想の修正の内容についての説明を行う必要がある点にご留意ください。 ※ 連結財務諸表作成会社については、サマリー情報には個別ベースの実績に関する情報は記載せず、連結ベースの数値のみを記載してください（四半期個別財務諸表を任意で開示する場合は、四半期決算短信の開示事項として定められている事項（5. 四半期連結財務諸表）の後に「参考」と明記して個別財務諸表を掲載した上で、所定の注記（（参考） 四半期個別財務諸表 ・ 個別財務諸表の開示 参照）を行ってください。）。
※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	
（業績予想の適切な利用に関する説明）	投資者が将来の予測情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来情報の利用に関する注意文言を投資者が分かりやすいように記載してください。 また、業績予想の背景、前提条件等の説明について、【定性的情報・財務諸表等】「3. 連結業績予想に関する定性的情報」を参照する旨と参照ページを記載してください。 〔記載例〕 ① リスク要因に言及する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 （1）・・・ （2）・・・ ・・・ 業績予想の前提となる条件等については、○ページ【定性的情報・財務諸表等】「3. 連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。 ② リスク要因等の説明を定性的情報部分に委ねる場合

	(将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、○ページ【定性的情報・財務諸表等】「3. 連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。 また、連結業績予想について、修正の要否に関する検討を行っていない場合については、その旨を記載してください。
(その他特記事項)	投資者が四半期決算短信に関する情報を適切に理解する上で特に記載が必要な事項があれば記載してください。

[定性的情報・財務諸表等]

開示事項・内容	開示・記載上の注意
1. 連結経営成績に関する定性的情報	
(四半期連結累計期間の経営成績)	生産、販売、損益など、当四半期連結累計期間における業績全般や、セグメント（セグメント情報を開示している場合）・事業分野別の動向に関する分析を記載してください。 なお、記載を行うにあたっては、当四半期連結累計期間における主な勘定科目等の増減の状況だけでなく、当四半期連結累計期間の業績に重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与えたと上場会社自身が判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及び影響の程度について記載するようにしてください。 四半期連結会計期間（3か月）に係る損益計算書を開示している場合は、四半期連結累計期間の説明に代えて、四半期連結会計期間（3か月）に係る説明を記載した上で、「当連結会計年度に属する当四半期連結会計期間以前の期間に関する連結経営成績に関する定性的情報については、当該四半期決算短信を参照する」旨を記載することも可能です。 【記載例】 平成○年○月期第1四半期及び第2四半期に係る連結経営成績に関する定性的情報については、平成○年○月期第1四半期決算短信（平成○年○月○日開示）及び第2四半期決算短信（平成○年○月○日開示）をご参照ください。
2. 連結財政状態に関する定性的情報	
(四半期連結会計期間末の資産、負債、純資産等の状況に関する分析)	当四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産等の状況に関する分析（増減の状況及びその主な要因）について記載してください。
3. 連結業績予想に関する定性的情報	
(当期の見通し)	生産、販売、損益など、当期における業績全般に関する分析を記載してください。 また、業績に大きな影響を与える可能性のある経営上の施策その他の要因・事象がある場合には、その内容を記載してください。 業績予想の開示については、その投資判断情報としての重要性に

	鑑み、予想値の合理的な算出や背景についての具体的な説明等の対応をお願いしているところであり、「業績予想に関する定性的情報」の記載についても、かかる趣旨を十分に踏まえた対応をお願いします。 また、業績予想値の算出の前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動により業績予想値が大きく変動する可能性がある場合には、当該前提条件を開示してください。さらに、当該前提条件の変動による業績への影響についても開示することが望まれます。 レンジ形式により業績予想の開示を行っている場合においては、レンジ形式の開示を行っている理由及び変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。 業績予想の開示ができない場合は、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みについて記載してください。
4. その他	
（１）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）	当四半期連結累計期間における連結範囲の変更を伴う<u>特定子会社（開示府令第１９条第７項に規定する特定子会社）</u>の異動がある場合は、異動内容の説明を記載してください。 なお、添付資料の中で詳細に記載する場合には、その旨を記載してください。
（２）簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	四半期連結財務諸表規則第１１条に規定する「簡便な会計処理」及び第１２条に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理」を適用している場合は、両会計処理を明確に区分した上で、重要なものの内容を記載してください。なお、この場合の重要性の判断は、四半期報告書への記載の要否を基準としてください。 また、添付資料の中で詳細に記載する場合には、その旨を記載してください。
（３）四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更	当四半期連結累計期間における四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更（「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に相当するものをいい、連結及び持分法の適用範囲の異動を除く。）がある場合は、その内容（損益に与える影響額を含む。）を記載してください（「表

	示方法の変更」に記載される事項については記載の対象には含まれません。) なお、添付資料の中で詳細に記載する場合には、その旨を記載してください。
5. 四半期連結財務諸表	
・開示資料	四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書を添付するほか、四半期連結キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報を四半期決算発表のタイミングで開示できる場合は、当該資料も併せて開示してください。
・開示様式	四半期連結財務諸表の開示様式については、四半期連結財務諸表規則の様式に従い、当四半期と前年同四半期（又は前連結会計年度）の比較形式により記載してください（増減は不要です。）。
(1) 四半期連結貸借対照表	当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における四半期連結貸借対照表を開示してください。
(2) 四半期連結損益計算書	当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を開示してください。 四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書の開示については原則として省略することができますが、会社が四半期報告書に記載しようとしている当四半期連結会計期間(3か月)の損益計算書における売上高又は利益(損失)額(注)と、四半期決算短信における当四半期連結累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)から直前四半期連結累計期間の売上高又は利益(損失)額(注)を差し引いた金額との間に重要な差異がある場合は、必ず当四半期連結会計期間(3か月)及び前年同四半期連結会計期間に係る損益計算書を併せて開示してください。 ただし、当四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示していない場合は、前年同四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示する必要はありません(前年同四半期の四半期決算短信において、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示した場合であっても同様です。) なお、上記に該当しない場合であっても、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を任意で開示することは差し支えありません。 (注) ここでいう「利益(損失)額」とは、営業利益(損失)、経常利益(損失)、税金等調整前四半期純利益(損失)、四半期純利益(損失)の事を指します。これらの利益(損失)額のうち、いずれか1

	つても重要な差異がある場合は、四半期連結会計期間（3か月）に係る損益計算書を開示してください
（３）四半期連結キャッシュ・フロー計算書	四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示してください。
（４）継続企業の前提に関する注記	四半期連結財務諸表規則第27条に規定する継続企業の前提に関する注記（以下「継続企業の注記」という。）を行う場合は、その内容について記載してください（該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。）。継続企業の注記を行っている場合で、当該注記の根拠が「継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス」又は「重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上」の場合は、四半期決算短信において、継続企業の注記の対象となった四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書（当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間）を開示してください。
（５）セグメント情報	セグメント情報を開示する場合は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間に係るセグメント情報を記載してください。 なお、四半期連結会計期間（3ヶ月）に係る損益計算書を開示している場合は、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間のセグメント情報を四半期連結累計期間に係るセグメント情報に併せて開示することも可能です。
（６）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記を行う場合は、その内容について注記してください。（該当事項がある場合は必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。）
（参考）四半期個別財務諸表	
・ 個別財務諸表の開示	連結財務諸表作成会社については、四半期連結財務諸表のみを開示することとし、四半期個別財務諸表の開示は必要ありません。ただし、各上場会社の判断のもと、四半期個別財務諸表を任意で開示する場合は、「5. 四半期（連結）財務諸表」において、四半期決算短信の開示事項として定められている事項の後に「参考」と明記して個別財務諸表を掲載した上で、① 開示した四半期個別財務諸表は法定開示におけるレビュー対象とならないこと、② 採

	用した財務諸表の作成基準（四半期財務諸表等規則に基づいて作成したなど）について、四半期個別財務諸表の欄外に記載してください。 なお、個別財務諸表以外の個別ベースの情報（個別ベースの「生産・受注及び販売の状況」など）を記載する場合は、「6. その他の情報」に記載してください。
6. その他の情報	
（その他（有用な情報の開示））	四半期決算短信の補足資料や四半期説明会に関する資料を作成している場合には、四半期決算短信への添付や、別途開示を行うことが望まれます。 例えば、「生産、受注及び販売の状況」、「設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値」、「主要な連結子会社の業績の概況」など、業種や事業内容、組織形態等により有用と考えられる情報について、上場会社各社において、その実状に応じて開示することが望まれます。 ※ 注記事項の開示について 注記事項（脚注形式、別紙形式）については、各上場会社で四半期決算短信において開示することが有用であると判断し、決算発表のタイミングで開示できるのであれば、当該資料を併せて開示することは差し支えありません。